

# 令和8年度「市民フォトグラファー」募集要項

広報紙や、市のホームページに掲載する写真の撮影などを行う市民フォトグラファーを募集します。

## 募集人員

4名程度(選考)

## 応募資格

市内在住・在勤・在学で18歳以上(高校生を除く)の、次に掲げる要件のいずれにも該当する方

- ・ デジタルカメラ・スマートフォンなど、写真撮影に必要な機材が用意できること
- ・ 土・日曜日、祝・休日に撮影が可能であること
- ・ 撮影後、市が別に定める期間内に、写真及び当該写真の説明文を記載した活動報告書を提出できること

## 活動期間

任命の日から令和9年(2027年)3月31日まで

※月に1回程度で、1回の撮影時間は、原則2時間から4時間以内

## 活動内容

- ・ 市の依頼による市内の各種イベントの写真撮影と簡単な取材
- ・ その他、市が必要と認める活動

## 謝礼

市の依頼に基づく1回の写真撮影につき、1,500円(交通費相当分)

※謝礼の支払い時期は市の依頼によるすべての撮影の終了後

## 経費など

- ・ 写真撮影に関する機材や消耗品、データ媒体は各自で用意
- ・ 移動などに要する経費は自己負担

## 保険

市民フォトグラファーの活動中、及び移動中の事故については、市が加入している保険の対象となります。

## 写真の著作権

市民フォトグラファー活動中に撮影・編集し、市へご提出いただいた写真の著作権は市に帰属します。

※撮影した写真の一部を広報「はちおうじ」や、市のホームページ・SNSに掲載するほか、市が発行する刊行物などにも活用します(掲載時には撮影者のお名前を明記します)。

## 成果物の提出

市民フォトグラファーとしての活動中に撮影した写真データと活動報告書を、指定した期間内に市が提供するDVD-Rに保存し、郵送で広報プロモーション課へ提出してください。郵送料は市が負担します。

## 撮影のスケジュール

スケジュールは広報プロモーション課で調整し、市民フォトグラファーに要請します。また、2か月に1回程度、電話またはメールで打ち合わせを行います。

## 申し込み

4月15日までに、別紙「応募用紙」に必要事項を記入して、1年以内に撮影した写真(3作品を2L程度のプリントで提出。作品の返却が必要な場合はお申し出を)を添えて直接、八王子市役所4階広報プロモーション課(八王子市元本郷町3-24-1)へ。